

納め忘れのないようにお願いします！

令和4年度から

町税などを滞納すると延滞金が加算されます

問 税務課 課税係 ☎42-2622

納期限までに納めた方との公平性を保つために、本来納めるべき税額などのほかに、延滞金もあわせて納めていただくことになります。

滞納と延滞金とは

- ・滞納 → 町税などを納期限までに納めていない状態
- ・延滞金 → 法律で定める町税などの滞納に対する加算金

延滞金の計算

延滞金額 = 税額 × 割合 × 延滞日数 ÷ 365日

…… 例えば、次のような滞納があった場合 ……

- 科目 国民健康保険税 1期分 50,000円
- 納期限 令和4年6月30日
- 納付年月日 令和4年12月25日
- ※納期限の翌日から178日経過

延滞金の割合

期 間	割合 (令和4年中)
納期限の翌日から 1カ月を経過する日まで	年 2.4%
納期限の翌日から 1カ月を経過した日以降	年 8.7%

計算してみると

注意！

延滞割合は、1カ月以内と1カ月を超える場合では割合が変わります。

$$50,000円 \times 2.4\% \times 31日 \div 365日 = 101円 (円未満切り捨て) \dots \textcircled{1}$$

$$50,000円 \times 8.7\% \times 147日 \div 365日 = 1,751円 (円未満切り捨て) \dots \textcircled{2}$$

$$\text{合計 } \textcircled{1} + \textcircled{2} = 1,852円$$

加算される延滞金の額 (100円未満切り捨て)
延滞金 = 1,800円 となります。



みんなのための税金
集合主税の納期内納入に
協力してね

町では、6月に皆さまのお宅へ令和4年度集合主税(町・道民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税)の納付書を郵送します。
納期は、6月から3月までの10期で、納期限はそれぞれ右のとおりです。

第1期	6月30日	第6期	11月30日
第2期	7月31日	第7期	12月31日
第3期	8月31日	第8期	1月31日
第4期	9月30日	第9期	2月28日
第5期	10月31日	第10期	3月31日

集合主税を納めやすくするために

▶口座振替の利用

一度手続きすると毎年継続されます。利用される方は、預貯金通帳と通帳に登録している印鑑及び納付書を持参のうえ、町内の金融機関へ申し込みください。

▶納税貯蓄組合への加入

ご近所の納税貯蓄組合へ申し込みいただくか、役場税務課へお問い合わせください。

問 税務課 納税係 ☎42-2622